

質問回答書

業務名：南砺市公共施設包括管理業務委託

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
1	実施要領	2	4. 参加資格	(1) で入札参加資格者名簿への登録が要件とされているが、以下の点についてお教えいただきたい。 ①登録はどの時点までに完了している必要があるか。(参加申込書提出時、企画提案書提出時など)。 ②貴市が定める期限までに登録手続きが完了しない場合、参加資格は失われるとの理解でよいか。また、審査期間等の関係で登録完了が期限後となる場合の取扱いがあれば、あわせてご教示いただきたい(他自治体では契約締結時点までに登録完了を求める運用事例もあるが、貴市の取扱いをご教示いただきたい)。	①入札参加資格者名簿への登録申請は参加資格審査結果通知日(8月3日)の1営業日前までに行ってください。 ② ①の回答のとおりです。	7月24日
2	実施要領	2	4. 参加資格	(9) 総括責任者の選任については、代表企業が満たせば良いと考えてよいか。	実施要領「4.参加資格(12)」のとおりです。	7月24日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
3	実施要領	5	9. 参加申込書の提出	(3) 提出書類について、共同事業体で参加申し込みを行う場合、①～③は代表企業のみ提出。④のみ、構成企業も作成して提出するの考えでよいか。また、④事業者概要調書について、指定書式はあるか。	以下の項目の記載は必須とし、併せて会社概要が確認できるパンフレット等があれば提出ください。 必須項目 ・法人名 ・所在地 ・代表者名 ・法人設立年月 ・従業員数 ・法人の沿革 ・南砺市を管轄する事務所・事業書等の名称や所在地	7月24日
4	実施要領	6	10. 企画提案書等の作成及び提出	提出書類について、 ①すべて PDF とあるが、紙面での提出は不要と考えてよいか。 ②財務諸表は、構成事業者含むすべての事業者分を提出する解釈でよいか。 ③様式3 同種業務受託実績一覧表において、構成員ごとに作成とあるが、それぞれ別紙で作成し、ページ上段の事業者名は各社の名称を記載するという解釈でよいか。それとも、あくまで1つの様式に、代表・構成が判別できる表記をしてまとめる形か。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③構成員ごとに別紙で作成し、ページ上段の事業者名を各社の名称を記載してください。	7月24日
5	実施要領	6	10. 企画提案書等の作成及び提出	(3) 提出書類 ⑤業務実施体制について、企画提案書内に体制が分かる記載を行う場合でも、別紙として作成・提出を行う必要があると考えてよいか。	差し支えありません。	7月24日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
6	実施要領	6	10. 企画提案書等の作成及び提出	作成する企画提案書において、事業者名が特定できる内容（具体的な社名）などは記載してもよいか。	差し支えありません。	7月24日
7	実施要領	7	11. 審査方法等	(1)－④ 出席者について3名上限とあるが、共同事業体を組成して、複数社が関与する場合においても、参加上限は3名で変わらないと考えてよいか。	お見込みのとおりです。	7月24日
8	実施要領	7	11. 審査方法等	(1)－④ プレゼンテーションにおいて用いる資料は、8月26日に提出する企画提案書のみで、別途プレゼンテーション用資料を用いることは不可と考えてよいか。	お見込みのとおりです。ただし、企画提案書に記載した内容を抜粋・要約した資料をプレゼンテーション時に投影いただくことは可能ですが、企画提案書に無い情報を追加することはできません。また、資料の追加配付は不可とします。	7月24日
9	実施要領	7	11. 審査方法等	プレゼンテーションにおいて、資料の説明はすべて総括責任者が行う必要があると考えてよいか。あるいは、内容に応じて他の参加者が行う形でもよいか。	プレゼンテーションの説明は3名の出席者のいずれかが行ってください。なお、出席者については実施要領「11.審査方法等(1)④イ」のとおりとします。	7月24日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
10	実施要領	5	9. 参加申込書提出	(3) - ③【様式4】共同事業体結成届出書において、代表者及び構成員の間に交わされた合意書等の添付が求められている。一般的に、優先交渉権獲得後、合意書等を締結することが多いかと存じます。共同事業体結成届に各社が捺印することで代用させていただけないか。	共同事業体結成届への各社捺印による代用は認められません。様式4に記載のとおり「合意書等」を添付して提出してください。ただし、添付する「合意書等」については、本プロポーザルへの参加申込書の期日までに正式な「共同企業体協定書」の締結が間に合わない場合は、本プロポーザルに共同で参加する意向が確認できる書面をもって代用していただいて差し支えありません。	7月24日
11	実施要領	5	9. 事業者概要調書	事業者概要調書に最低限記載が必要な情報をご教示いただきたい。特にない場合は、事業者にて任意様式作成で問題ないか。	No.3の回答を参照ください。	7月24日
12	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	① (3) - ②「【様式3】同種業務受託実績一覧表」について、様式内には番号8まで欄があるが、記載は8件までに限るとのことか。もしくは、同種の受託実績がそれ以上にある場合は、行を追加して記載しても問題ないか。 ② 本件の評価について、※3に①～③までの記載があるが、③包括管理業務が、同種の業務受託実績として一番高い評価を受けるという認識でよいか。	①差し支えありません。 ②別紙3「南砺市公共施設包括管理業務委託プロポーザル審査選定基準書 評価基準」のとおりです。	7月24日
13	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(3) - ②「【様式3】同種業務受託実績一覧表」について、受託業務の概要欄には、該当業務の管理施設数・対象施設概要（市役所・学校・市民センター・保育園など）を記載するという認識でよいか。 また、③包括管理業務の場合は、修繕を含んでいるか否かの他、巡回点検等の実施有無も合わせて記載する想定でよいか。	お見込みのとおりです。 7月24日掲載の南砺市HPにて様式3を変更しますので、ご確認ください。	7月24日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
14	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(3)－②「【様式3】同種業務受託実績一覧表」について、例えば1年以上等、一定期間以上の実績がある事業のみを記載するといったような条件はあるか。	受託期間に関する条件はありません。	7月24日
15	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(3)－③「【様式8】統括責任者実務経験経歴書」について、「専任専属者として定めます」と記載があるため、近隣地域等での他契約業務との兼務は不可という認識でよいか。	お見込みのとおりです。	7月24日
16	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(3)－⑤「業務実施体制（任意様式）」につきまして、企画提案書に記載の内容を一部抜粋して、本資料として提出する形でも問題ないか。	問題ありません。	7月24日
17	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(4) 企画提案書に応募者の会社名を記載してもよい。また、管理実績等を示すために、〇〇市・■■ビルなどの自治体名や物件名を記載してもよい。	差し支えありません。	7月24日
18	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(4) 企画提案書については、PowerPoint 等任意の様式で作成してもよい。	様式は任意としますが、提出の際はPDF化したものを電子メールで送信してください。	7月24日
19	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(4) 別紙5として業務フローが添付され現在の参考と記載があるが、これまでの経験などをふまえ、より効率よく貴市にもメリットが大きいと当社が考えるフロー案があれば、ご提案は可能との理解でよい。	お見込みのとおりです。	7月24日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
20	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(4)【様式11】審査基準対照表について、ページや各項目の行数制限等は特段無いか。また、本様式の内容は審査の評点に影響するか。	様式11は企画提案書等に含まれます。記載にあたっては、2ページ以内にまとめてください。	7月24日
21	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(4)【別紙3】評価基準の「1. 財政基盤」について、採点は提出資料のうち「①財務諸表」から行い、企画提案書に記載の必要はない(採点の対象外)という認識でよいか。	実施要領「10. 企画提案書等の作成及び提出」に基づき提出された書類及びプレゼンテーションにより審査します。	7月24日
22	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	① (4)【別紙3】評価基準の「2. 実施体制」について、(4) 企画提案書作成方法のA～Fに該当の項目がありませんが、採点はどの提出書類を基にされる想定か。企画提案書から採点する場合、B「人員体制・人員配置」の項目に記載する認識でよいか。 ② 現地の人員配置・人員体制を的確に示すために、貴市市役所内包括管理センターでの配置人数、常駐・非常駐の有無、雇用体制(正社員・パート等)、事務所での勤務日数、本業務への専任・非専任などを明確に記載するという認識でよいか。	①審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき行います。選定基準に関する具体的なご質問につきましては、回答いたしかねますので、実施要領及び別紙3を参考に記載してください。 ②提案段階で想定している内容を記載してください。	7月24日
23	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(4)【別紙3】評価基準の「3. 実績」について、(4) 企画提案書作成方法のA～Fに該当の項目がないが、採点は提出資料のうち「②【様式③】同種業務受託実績一覧表」から行われ、企画提案書への記載は採点の対象外という認識でよいか。	審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき行います。選定基準に関する具体的なご質問につきましては、回答いたしかねますので、実施要領及び別紙3を参考に記載してください。	7月24日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
24	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(4)【別紙3】評価基準の「6. 業務実施方法」について、②で巡回点検に関する記載を求められているが、巡回点検の実施については、単に頻度が多ければ多いほど高い評価を受けるわけではなく、その実現性や有効性及び適切な頻度設定・実施手法等によって、総合的に評価されるという認識でよいか。	No.23の回答を参照ください。	7月24日
25	実施要領	6～7	10. 企画提案書作成及び提出	(4)【別紙3】「10. 見積額（マネジメント業務費）」の、「配点割合」および「採点方式」について、点数配分40点に対し採点方式の係数が20(各事業者の最低提案価格/ 提案価格)×20とされているが、間違いないか。	ご指摘のとおり、別紙3の「(各事業者の最低提案価格/提案価格)×20」は誤りです。「(各事業者の最低提案価格/提案価格)×40」に修正させていただきます。	7月24日
26	実施要領	8	11. 審査方法等	(1)③「提出された企画提案書に基づき1事業者20分以内で説明してください」と記載があるが、説明の際に提案書の各ページそのままではなく、提案書の抜粋箇所や要約をディスプレイ表示することは可能との理解でよいか。	お見込みのとおりです。	7月24日
27	実施要領	1	2. 業務概要	(2)－①について、第2次公共施設再編計画に伴う施設の統廃合等により計画期間中で対象施設から除外、または追加され施設数に変更が生じた場合は仕様及び委託料の変更を行うものとするが、マネジメント業務費の変更も行うのか。	大規模な施設の除外や追加等により、マネジメント業務の実施体制や業務量に著しい変動が生じることが見込まれる場合は、マネジメント業務費の変更について市と受託者が協議します。	7月31日
28	参考資料 1 対象業務一覧 (契約別総括表)	枝番 1－5	施設名	施設見学会に参加したが、南砺市役所資材庫で消防用設備保守点検の記載があるが、資材庫はあるのか。	資材庫で消防用設備保守点検の業務は無いため、【参考資料1】__対象業務（契約別総括表・個別表）の枝番1－5（欠番）は削除します。なお、修正したデータを参加資格決定者に送付します。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
29	仕様書 (案)	7	16. 市内事業者等の活用及び育成	「本業務実施前と同水準以上の発注率となるよう市内事業者に再委託すること」とあるが、維持管理業務、修繕業務における現行の市内業者発注率を示していただきたい（件数・金額とも）。	【参考資料1】と【参考資料2】を修正し、参加資格決定者に送付します。	7月31日
30	別紙3プロポーザル審査選定基準書	1	2 審査概要	(1) プロポーザル審査委員会の構成（人数、外部有識者の有無、など）をお教えていただきたい。	外部有識者及び管理職以上の市職員で構成する予定です。	7月31日
31	別紙3プロポーザル審査選定基準書	2	【評価基準】	評価基準 No. 1～3について、プロポーザル実施要領 10－(3)に定められている「同種業務受託実績一覧表」や「業務実施体制（任意様式）」で評価するものと考え、30ページ以内で作成する企画提案書には記載不要と考えてよいか。	No. 23の回答を参照ください。	7月31日
32	別紙3プロポーザル審査選定基準書	2	【評価基準】	評価基準書 No. 9－② 「施設所管課職員の所管施設への意識の希薄化対策」とあるが、評価上想定されている課題や懸念事項があれば教えていただきたい。	選定基準に関する具体的なお質問につきましては、回答いたしかねますので、実施要領及び別紙3を参考に記載してください。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
33	別紙3プロポーザル審査選定基準書	2	【評価基準】	評価基準書 No.10 採点方式について、（各事業者の最低提案価格/提案価格×20）とあるが、 ①各事業者の最低提案価格とは、最安値事業者の価格を指していると考えてよいか。或いは、自社の見積金額を指しているのか。 ②提案価格とは、提案上限額を指していると考えてよいか。それとも、自社の見積額を指しているのか。 ③「×20」の部分は、「×40」が正であると考えてよいか。 ④評価内容について「見積額（マネジメント業務費）」とあるが、様式9におけるマネジメント業務費のみを対象とした評価と考えてよいか。或いは、見積総額が評価対象か。	①各事業者の最低提案価格とは、すべての提案者のうち、最も安い提案価格を指します。 ②様式9に記載された見積額を指します。 ③No.25の回答を参照ください。 ④価格点の評価対象は、見積総額ではなく、「様式9におけるマネジメント業務費」の提案額のみとなります。	7月31日
34	別紙4リスクと分担	—	—	物価変動における急激なインフレ・デフレの基準をお示しいただきたい。また、物価変動の参考となる指標について、現時点で適用する指標が定まっている場合はお示しいただきたい。	真にやむを得ない事象が生じたと本市が認めた場合に協議の上で対応を決定します。	7月31日
35	参考資料1 対象業務（契約別総括表）	—	—	①契約数は、「〇〇に含む」を除いた、金額が明記されている項目の個数と考えてよいか。 ②例として、枝番1-10～1-23は施設名・業務分類・契約先がすべて同一だが、これは以下のように読み取ればよいか。 →契約は1本（1-10）で、延べ作業回数が14回。	①お見込みのとおりです。 ②枝番1-11～1-43は実績額の欄で「1-10に含む」となっているため、契約が1本です。なお、枝番は必ずしも作業回数に紐付いている訳ではありません。	7月31日
36	参考資料2 修繕実績一覧	—	—	市内業者活用率向上のための施策を検討するため、こちらの資料についても修繕業者の市内/市外区分を追記して、開示いただくことは可能か。	No.29の回答を参照ください。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
37	別紙1 対象施設 一覧	—	—	緊急対応体制の検討に活用したく、対象施設ごとの開館日数・利用時間・夜間利用状況を開示いただきたい。	優先交渉権者に開示します。企画提案にあたっては、【別紙1】_対象施設一覧を参照ください。	7月31日
38	別紙2 対象業務 一覧	—	—	巡回点検の実施頻度について、最低要求水準又は想定頻度があればご教示いただきたい。	仕様書（案）第3章3項のとおりです。	7月31日
39	仕様書 （案）	5	14. 委託料	（2）委託料は単年度ごとの清算とあるが、年度始めに定めた予定額との差額（残額）は、次年度以降に繰り越すという解釈でよろしいでしょうか。	委託料の残額は当年度に精算し、翌年度に繰り越すことはありません。	7月31日
40	—	—	—	市役所（本館、別館、付属棟、第二付属棟）及び福光中部小学校の機械設備図面（空調・給排水等）と電気設備図面（電気・通信・消防等）の竣工図（抜粋でも可）を提供いただけないか。また、外構図の提供は可能か。特に市水導入経路、電力責任分界点、下水道の排水経路などが外構図に含まれているため。	優先交渉権者に各施設の資料を開示します。	7月31日
41	—	—	—	市役所（本館、別館、付属棟、第二付属棟）及び福光中部小学校において、設置されてはいるが休止（未使用）となっている設備群などはあるか。	あります。詳細は優先交渉権者に開示します。	7月31日
42	—	—	—	市役所（本館、別館、付属棟、第二付属棟）及び福光中部小学校において、もれなく法定となる点検・保守業務に欠落事項はないか。	仕様書に記載の点検・保守業務については、これまで市が直営で管理してきた実績に基づき記載しています。（令和7年度末時点での欠落事項はありません）	7月31日
43	—	—	—	現状の内容で構わないが、設備機器で異常が発生した場合の緊急対応体制（対応手順、対応ルート等）について開示いただくことは可能か。	基本的には施設管理者が市の担当課に連絡し、保守委託業者、関係機関等に連絡する体制となっています。詳細は優先交渉権者に開示します。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
4 4	—	—	—	本庁の電算室の空調方式についての仕様を可能な限り詳細にご教示願いたい。(空調機器の仕様、制御関連、空調機器配置図等)	参加資格決定者に送付する【参考資料 1】をご覧ください。(参考資料 1－7) なお、詳細は優先交渉権者に開示します。	7 月 3 1 日
4 5	別紙 3 プロポーザル審査選定基準書	2	【評価基準】	配点欄は 40 点である一方、算式が「×20」となっているが、正しい配点及び算式をご教示いただきたい。	No. 2 5 の回答を参照ください。	7 月 3 1 日
4 6	実施要領、別紙 3 プロポーザル審査選定基準書	実施要領 8、プロポーザル審査選定基準書 1	1 1. 審査方法等、2 審査概要 (5)	提案者が 1 者のみの場合の選定基準について、実施要領では「合計得点が満点の 6 割以上」とされ、審査選定基準書では「提案価格額を除く獲得可能点数の 6 割以上」とされている。どちらを正とするかご教示いただきたい。	別紙 3 審査選定基準書の記載を正とします。 南砺市 H P にて実施要領を変更しますので、ご確認ください。	7 月 3 1 日
4 7	実施要領	6、8	1 0. 企画提案書等の作成及び提出、1 3. 契約締結等に関する事項	優先交渉権者との詳細協議により仕様、対象施設、個別業務又は要求水準が追加・変更された場合でも、再提出する見積金額は企画提案時の価格見積書の総額を超えない取扱いか。変更内容に起因する増額が必要な場合の協議・変更可否、及び業務区分別・年度別上限の扱いをご教示いただきたい。	実施要領 1 3. 契約締結等に関する事項 (1) のとおりです。	7 月 3 1 日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
48	仕様書 (案)	5	14. 委託料	維持管理業務費及び修繕業務費は「実際に要した額」を単年度ごとに清算するとされているが、上限超過が見込まれる場合の追加予算・契約変更手続、精算に必要な証憑の範囲をご教示いただきたい。	仕様書(案) 14. 委託料(4)のとおりです。	7月31日
49	仕様書 (案)	5、 11	14. 委託料、 27. 緊急対応	維持管理業務費及び修繕業務費について、再委託先との契約金額に受託者の手数料や管理経費を含めないとされている。一方で、緊急時の現地派遣費、メーカー等派遣費、見積取得・現地確認・日程調整等の受託者側管理工数は受託者負担とされている。これらの費用はマネジメント業務費に含めて提案する理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。見積取得・現地確認・日程調整等の修繕業務等に係る管理監督費、及び仕様書等において受託者負担と規定している費用(緊急時の現地派遣費、メーカー等派遣費など)につきましては、全てマネジメント業務費に含めて提案(計上)してください。	7月31日
50	実施要領、仕様書 (案、)	実施要領 1、仕様書 (案) 1、6	実施要領 2. 業務概要、仕様書 (案) 4. 業務内容・対象施設、 14. 委託料	業務期間中に対象施設数及び個別業務が変更する場合があるとされている。現時点で予定又は検討されている統廃合、休園・休校、改修、解体、用途変更、追加施設、プール等の運用変更の有無、及び変更時の委託料算定方法をご教示いただきたい。	参加資格決定者に対し、別途情報を開示します。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
5 1	仕様書 (案)、 別紙 1 対象施設 一覧、別 紙 2 対 象業務一 覧	仕様 書 (案) 1 5	2. 基本 事項	関連図書と現況が異なる場合は現況を優先し、別添 一覧に記載がない設備等も原則個別業務に含めると されている。提案時に確認できない未記載設備、既存 不具合、潜在瑕疵、経年劣化への対応費用及び責任分 担はどのように扱われるかご教示いただきたい。	別紙 4 南砺市公共施設包括管理業務委託予想さ れるリスクと分担のとおりです。	7 月 3 1 日
5 2	仕様書 (案)	7	1 6. 市 内事業者 等の活用 及び育成	「本業務実施前と同水準以上の発注率（金額ベース を想定）」の基準となる現行発注率、算定対象業務、 算定式、市内事業者の定義（本店・支店・営業所の要 件）をご教示ください。	現行発注率、算定対象業務、算定式は参加決定者 に送付する【参考資料 1】【参考資料 2】を参照 ください。 また、市内事業者の定義は仕様書 1 6.市内事業 者等の活用及び育成（1）のとおりです。	7 月 3 1 日
5 3	仕様書 (案)	4、 1 2	9. 再委 託 2 9. 行 者選定及 び発注手 続き	①10 万円以上は 2 社以上から見積徴取とされている が、メーカー・納入業者対応、法定点検の指定業 者、緊急時、単独対応可能業者のみの場合の例外条 件をご教示いただきたい。 ②また、十万円以上が 2 社以上の見積になると、市 内事業者と市外事業者の競争になるケースも考えら れる。その場合、市場原理により市内事業者への発 注を優先できなくなるが、その考えを正と考えてよ いか。	①仕様書（案） 2 8.緊急修繕のとおりです。 ②仕様書（案） 1 6.市内事業者等の活用及び育 成（2）のとおりです。	7 月 3 1 日
5 4	仕様書 (案)	5	1 2. 事 務所・資 機材等	市役所内に設置可能とされる包括管理センターにつ いて、予定場所、面積、利用可能時間、の有無、駐 車スペース台数、入退室管理、行政財産目的外使用 許可の手續及び使用条件をご教示いただきたい。	面積は 3 3 m ² 以上を予定しています。 上記以外の回答については、仕様書（案）（1 2） 事務所・資機材等のとおりです。	7 月 3 1 日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
5 5	実施要領	1	3. 提案 上限額	①維持管理業務とマネジメント業務の費用が年々上昇しているのは、物価・人件費等の上昇分を勘案されているからとの理解でよいか。 ②また、勘案されている場合は、具体的に毎年何%程度の上昇を見込まれているか、その根拠はどのような指数から算出されているかなどを、可能な範囲でご教示ください。特に、別紙4にて急激なインフレ・デフレ（マネジメント経費）は事業者負担となっているため、適正なリスク想定のために、貴市の考えを伺いたい。	①お見込みのとおりです。 ②過去5年間の最低賃金、民間給与、委託料等を参考に算出していますが、具体的な上昇率は予定価格の積算根拠に関わるため、非公表とします。	7月31日
5 6	実施要領	1	3. 提案 上限額	マネジメント費の上限金額が記載されているが、業務開始後、実績と大きくかけ離れた数値の修繕が発生したり、上限で記載がある修繕金額を超えた場合は別途協議可能との理解でよいか。	修繕業務の増加によるマネジメント費の増加は行いません。	7月31日
5 7	実施要領	6 ～ 7	1 0 . 企 画 提 案 書 作 成 及 び 提 出	（4）【別紙3】評価基準の「11. その他」について、（4）企画提案書作成方法のA～Fに該当の項目がないが、採点は企画提案書全体への記載内容からされるものという認識でよいか。違う場合、採点対象となる提出書類についてご教示いただきたい。	選定基準に関する具体的なお質問につきましては、回答いたしかねますので、実施要領及び別紙3を参考に記載してください。	7月31日
5 8	実施要領	8	1 1 . 審 査 方 法 等	審査委員会の総数と構成者を、所属（庁内外含む）、役職・人数等、可能な範囲でご教示いただきたい。（もちろん接触を意図してのものではございません） ※内部職員（技術・福祉・財務・総務系）、外部委員（弁護士・福祉・公認会計士・地域団体・技術系大学教授等）	No. 3 0 の回答を参照ください。	7月31日
5 9	仕様書 （案）	2	6 . 受 託 担 当 者	業務責任者、業務従事者とは、本業務をマネジメントする担当者、及び再委託先企業も含むとの理解でよいか。	仕様書（案）6. 受託者担当者（1）②のとおりです。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
6 0	仕様書 (案)	2	6 . 受託 担当者	統括責任者の要件はビルメンテナンス等の実務経験がある事が必須条件との理解でよいか。	仕様書（案）6 . 受託者担当者（2）のとおりです。	7月31日
6 1	仕様書 (案)	2	6 . 受託 担当者	（3）について、 ①「受託者は、各業務に関して関係法令及び本仕様書に定められた資格等を有する者を業務責任者として定め、各業務の開始前に監督職員に届けでなければならない。」とあるが、業務責任者の届出が必要な各業務・資格等に関して、具体的にご教示いただけないか。 ②また、一部専門的な資格等については、再委託先のメーカー・専門事業者等有していれば問題ないという認識でよいか。	①南砺市HPにて仕様書（案）を変更しますので、ご確認ください。 ②お見込みのとおりです。	7月31日
6 2	仕様書 (案)	3	7 . 一般 事項	対象施設及び個別業務については、記載の通り、毎年度の契約にあたり、年間業務実施計画書（保守点検業務の委託先、委託金額）を作成し、各年度開始前に承諾を頂く必要があるとの理解でよいか。	仕様書（案）1 8 . 計画書及び報告書の提出のとおりです。	7月31日
6 3	仕様書 (案)	4	9 . 再委 託	（1）について、「マネジメント業務の全部を再委託することは認めない」とあるが、③巡回点検業務もマネジメント業務に含まれるとのことで、再委託は不可という認識でよいか。	仕様書（案）9 . 再委託のとおりです。	7月31日
6 4	仕様書 (案)	4	9 . 再委 託	受託者から再委託先に対して維持管理業務・修繕業務等の費用を支払う際、それに伴う振込手数料の負担についても、維持管理業務費及び修繕業務費内で清算とするという認識でよいか。	マネジメント経費に計上してください。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
6 5	仕様書 (案)	4	9 . 再 委 託	(5)「受託者は、再委託に当たり、対象施設の特性を踏まえたうえで、競争性、公平性及び公正性を考慮した再委託先の選定を行うこと」とあるが、競争性、公平性及び公正性の観点から、本業務を受託した事業者及び共同体代表企業・構成企業は、マネジメント業務側として維持管理業務及び修繕業務の見積合わせに参加及び受託（自社を選定すること）はできないとの認識でよいか。	仕様書（案） 2 6 . 作業の内製化のとおりです。	7 月 3 1 日
6 6	仕様書 (案)	4	9 . 再 委 託	(6) について、再委託先から徴収する見積書には、受託者のマネジメント業務に係る経費を計上しないこととあるが、実際に再委託先に委託する金額を提示した上で、承認を得るとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。	7 月 3 1 日
6 7	仕様書 (案)	5	1 2 . 事 務 所 ・ 資 機 材 等	(1)「受託者は本業務実施の拠点として市が指定した市役所の一室を包括管理センター（以下、「センター」という。）として使用できるものとする。」とあるが、センターとして使用可能な市役所内スペースの面積・レイアウト・利用条件等をご教示いただきたい。	面積は3 3 m ² 以上を予定しています。 上記以外の回答については、仕様書（案）（1 2） 事務所・資機材等のとおりです。	7 月 3 1 日
6 8	仕様書 (案)	5	1 2 . 事 務 所 ・ 資 機 材 等	(1) ①センターで利用する机、いす等の什器については受託者負担の認識でよいか。 ②また、センターで日常的に発生する、廃棄物の処分等に関しては、市役所全体で発生する廃棄物とまとめて処分をさせていただくという認識でもよいか。	①お見込みのとおりです。 ②廃棄物は、受託者自らの責任と費用負担において、処理してください。	7 月 3 1 日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
69	仕様書 (案)	6	14. 委託料	維持管理業務費と修繕業務費については再委託先との契約する実際の金額での提示となり、受託後、再委託先との契約締結を行う際、上限金額を超えるような場合は別途協議の上、都度調整を行っていく流れとの理解でよいのか。	仕様書(案)19. 会議及び協議等のとおりです。	7月31日
70	仕様書 (案)	6	14. 委託料	(4) 委託料の見直し①について、「急激なインフレ又はデフレが生じ、委託料が著しく不適當となった場合」との記載があるが、急激なインフレ又はデフレについて、どのような条件を満たせば上記記載に該当するか(例:〇〇指数が何%程度以上上昇等した場合 など)を可能な範囲でご教示いただけないか。 契約後における最低賃金額、労務単価及び原材料費等の実勢価格の変動も踏まえ、具体的にご教示いただきたい。	No.34の回答を参照ください。	7月31日
71	仕様書 (案)	10	25 軽微な補修等	「・・・受託者の負担で実施するものとする」と記載があるが、その場合の部材費(パッキン交換等)については受託者負担となるか。	仕様書(案)25. 軽微な補修等(1)－⑥のとおりです。	7月31日
72	仕様書 (案)	11	27.緊急対応	①緊急対応は受託者の負担と記載があるが、修繕事業者など費用が発生する対応は、修繕予算から充当するとの理解でよいのか。 ②また、過去の緊急対応頻度・内容をご教示いただきたい。	①仕様書(案)27. 緊急対応のとおりです。 ②参加資格決定者に送付する【参考資料2】を参照ください。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
7 3	仕様書 (案)	1 1	27.緊急対応	(3) について、「不具合が生じたときに、市担当者からの連絡を 24 時間 365 日受け付けることができる窓口を設置する」と記載があるが、迅速・適切な対応が実施できるようにするため、外部委託コールセンター等ではなく、受託者が直接自社で運営し、自社社員が複数名常駐しているコールセンター体制等の設置が必要という認識でよいか。	仕様書(案) 2 7. 緊急対応(3) のとおりです。	7 月 3 1 日
7 4	仕様書 (案)	1 1	29.維持管理業務及び修繕業務に係る業者選定及び発注手続き	現在の貴市の業者選定及び発注手続き方法について、フローや金額に応じた見積取得社数など、可能な範囲でご教示いただけないか。	南砺市財務規則等に基づき運用しています。	7 月 3 1 日
7 5	仕様書 (案)	1 1	29.維持管理業務及び修繕業務に係る	①「金額が 10 万円以上になる場合は 2 社以上から見積書を徴取することとする。」とあるが、10 万円未満の場合は、1 社見積でも問題ないという認識でよいか。P20 ㊸修繕の業務内容には、「①2 社以上から見積を徴取すること」と記載があるため、伺いたい。 ②また、10 万円以上の修繕においても、メーカー系等の特殊設備など、2 社以上からの相見積が困難な場合は、例外的に協議によって、1 社見積は認められるか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。	7 月 3 1 日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
7 6	仕様書 (案)	1 2	30.その他の業務	①「・・・実施に当たっては市の費用負担は原則ないものとし、」とあるが、実施会場については、基本的に市有施設を無償で貸出いただけるものという認識でよいか。 ②また、実施に係る人件費・交通費等はマネジメント業務費内にて計上するという認識でよいか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。	7月31日
7 7	仕様書 (案)	1 4	1.個別業務	個別業務の記載がありますが、①～③は維持管理業務の費用に含まれている業務との理解でよいか。	お見込みのとおりです。	7月31日
7 8	仕様書 (案)	1 4	1.個別業務、2.基本事項	①～③の各個別業務について、品質を担保し、各種法律用を遵守するという前提のもと、現仕様等の変更を提案し、品質・コスト双方の最適化をはかることは可能という認識でよいか。(仕様変更については、協議の上ご了承いただいた場合のみ、実施する想定です)	お見込みのとおりです。	7月31日
7 9	仕様書 (案)	1 4	1.個別業務、3.個別業務の具体的な内容	「1.個別業務」の項目では㊹非常用発電機点検が記載されていますが、「3 個別業務の具体的な内容」では非常用発電機の項目がない。どちらを正とすればよいか。	「1. 個別業務」の㊹非常用発電機定期点検は誤りです。また、併せて【別紙2】_対象業務一覧の㊹非常用発電機定期点検で利賀学舎が○となっていますが、「㊻非常用発電装置 利賀学舎○」に修正いたします。 上記のとおり修正したものを南砺市HPにて掲載しますので、ご確認ください。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
80	仕様書 (案)	14	1.個別業務、3.個別業務の具体的	⑤修繕について、「備品類、小規模家電等は対象外」とあるが、【参考資料2】修繕実績一覧を確認すると、紙折り機・プリンタ・コピー機・シュレッダーの修繕等も含まれているように見受けられる。また、厨房機器・調理器具・農機具・学校教材等も含まれているかと存じます。このような修繕については、対象外となるか。なる場合は、具体的に対象外範囲をご教示いただきたい。	仕様書（案）第3章特記事項④のとおり	7月31日
81	【別紙1】対象施設一覧	—	—	施設番号1番 南砺市役所内の警備室の体制をご教示いただきたい。（平日、土日、夜間の体制（人数）、窓口受付時間等）	平日8:30～16:00を除く時間帯は、警備員1名の体制です。	7月31日
82	【別紙1】対象施設一覧	—	—	対象施設において、指定管理者が施設の管理運営を実施している施設はないか。また、もしそのような施設がある場合、指定管理者との業務分担が発生するなどあれば、ご教示いただきたい。（●万円以下の修繕は、指定管理者で実施など）	ありません。	7月31日
83	【別紙1】対象施設一覧	—	—	施設番号20-33番の学校施設等に用務員等の配置はあるか。配置がある場合、各校の配置人数と、現状の業務内容をご教示いただけないか。軽微な修繕が業務に含まれる場合、学校用務員にて行う軽微な修繕と本業務で行う軽微な修繕について、業務分担等あればご教示いただけないか。	用務員の配置は有ります。 配置人数、現状の業務内容は優先交渉権者が決定してから協議させていただきます。	7月31日
84	【別紙5】業務フロー（案）	—	—	「10万円以下の修繕については、市からの指示を受けることなく実施することができるものとし、…」と記載があるが、貴市の想定する10万円以下の修繕実施の際の業務フローをご提示いただけないか。	【別紙5】業務フロー（案）に記載のとおりです。	7月31日

No.	種類	ページ	質問項目	内容	回答	回答日
85	各種様式	—	—	各種提出資料に【印】の記載、もしくは指示がない場合は押印が必要ないとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。	7月31日
86	追加資料	—	—	修繕実施一覧として令和4年、5年、6年の実績記載があるが、各年度ごとに依頼件数に対する執行率をご教示いただきたい（●●件の依頼に対して実施したのが実績など）	施設毎に定められた予算の範囲内で執行しており、全体の執行率に対する回答はいたしかねます。	7月31日
87	追加資料	—	—	次年度業務開始に向けて、積み残し修繕などで追加が想定されるものがあれば詳細をご教示いただきたい（件数・内容等）。 対象施設・不具合内容の概要が記載されている、積み残し修繕のリスト等（今後優先度や予算との兼ね合いを加味しながら、実施予定の修繕）があれば、そこらもご開示いただけないか。	優先交渉権者に開示します。	7月31日
88	その他	—	—	冬季の積雪により、道路、公共交通機関等の交通網が混乱・麻痺することはあるか。ある場合、直近5年間の傾向、可能であれば事例をご教示いただけないか。	積雪により市内の国道、県道、市道、高速道路等が通行止めになることがあります。また、JR城端線、市営バス等が運休することがあります。	7月31日
89	その他	—	—	記載が現在導入されている、公共施設マネジメントに係るシステム等がございましたら、そのシステム名およびシステムをどのように活用されているかをご教示いただきたい。	名称：南砺市公共施設マネジメントシステム 市民に公共施設の状況を公開しています。また、類似する施設の維持管理経費の比較や利用料金の見直し、利用者数の少ない施設や時間帯における新たな有効活用等の検討等に利用しています。	7月31日
90	その他	—	—	本業務について、市内事業者等に既に貴市から説明会等を実施されていたら、実施時期・内容・当日使用資料等を可能な範囲でご開示いただけないか。	説明会は実施していません。	7月31日

